

不正防止対策基本方針

マリモ電子工業株式会社は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づき、不正防止対策の基本方針を策定し、競争的研究費等の運営・管理を行います。

1. 責任体制の明確化

競争的研究費等の運営・管理について、以下のとおり責任者を定めます。

- (1) 最高管理責任者 代表取締役
- (2) 統括管理責任者 取締役
- (3) コンプライアンス推進責任者 技術部長

また、監査役は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について会社全体の観点から確認し、意見を述べます。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、適正な運営・管理の基盤となる環境の整備をするため、以下の取組を行います。

- (1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）
- (2) ルールの明確化・統一化
- (3) 職務権限の明確化
- (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止するため、次の取組を行います。

- (1) 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置
- (2) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行います。また、研究費の執行に関する書類やデータ等は、後日の検証を受けられるように、定められた期間保存します。

5. 情報発信・共有化の推進

競争的研究費等の使用に関するルール等について、会社内外からの相談を受け付ける

窓口を設置します。また、不正防止対策の基本方針等を公表します。

6. モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを旨し、会社全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施します。また、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図ります。

令和5年4月1日
マリモ電子工業株式会社
代表取締役社長 清水 久夫